

委 託 契 約 書

委託業務の名称 会津大学創明寮清掃業務委託（エアコン分解清掃・共用スペース清掃）

委託業務の場所 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 地内

委託料の額 金 _____ 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円）

委託の期間 着 手 2020年7月 日
履行期限 2020年9月30日

契約保証金 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条による

上記の委託業務について、委託者 公立大学法人会津大学 を甲とし、 受託者
を乙として、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の履行期限まで、委託業務を履行しなければならない。
- 2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従うものとする。

（乙の善管注意義務）

- 第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって委託業務の遂行に当たらなければならない。特に従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責を負うとともに甲が不適当と認める従業員を業務に従事させてはならない。

（誠実履行の原則）

- 第3条 乙は、業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（権利義務等の譲渡等の禁止）

- 第4条 乙は、この契約によって生ずる権利及び義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、譲渡し、承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

- 第5条 乙は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 3 甲は乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督員)

第6条 甲は、委託業務に関し、自己に代わって監督又は指示をする監督員をおくことができる。

2 甲は、前項により監督員をおいたときには、監督員の職及び氏名を乙に通知しなければならない。

3 監督員は、この契約並びに設計図書及び仕様書に定められた事項の範囲において、必要な監督を行い、次条に規定する総括責任者に対して指示を与える等の職務を行う。

(総括責任者)

第7条 乙は、本契約に係る委託業務の円滑な管理運営のため、自己に代わって乙の従業員の行為及び受託業務の指揮監督を行う総括責任者を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。

2 総括責任者は、この契約の履行に関し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（委託料の変更、委託料の請求及び受領、第5条及びこの契約の解除にかかわるものを除く。）を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の所有する権限のうち、これを総括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

(施設使用等)

第8条 甲は、乙が委託業務を遂行するために必要な範囲内において、施設の一部（従業員控室、工具資材置場等）及び付帯設備（水道、電気、ガス等）を無償で貸与、提供するものとする。

(計器、器具等の負担)

第9条 乙が、委託業務を遂行するに当たり必要とする計器、器具、工具及び消耗品等の費用は特に定めのある場合を除き乙の負担とする。

(委託業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、委託料の額または履行期限を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(天災地変、不可抗力による無償延長等)

第11条 乙は、天災等その責めに帰することのできない事由により、履行期限までに委託業務を完了できないことが明らかになったときには、甲に対して遅滞なく、その事由を付して、書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときには、遅延利息又は第18条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(業務報告及び確認)

第12条 乙は、業務内容を随時、甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告及びその他の方法により業務内容を確認し、乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、乙に対し業務内容の適正化について補正を命ずるものとする。

3 前項により補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行うものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

4 乙は、第2項の規定により命ぜられた補正を完了したときは、甲に補正完了の届を提出して確認を受けなければならない。

(損害負担)

第13条 委託業務の実施に対して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要が生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(完了通知及び確認)

第14条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに乙の立会いのもとに業務内容を確認するものとする。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による支払の請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに乙に支払うものとする。

(履行期限の遅延及び遅延利息)

第16条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、履行期限後相当の期日内に委託業務が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により履行期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の規定による遅延利息は、当初の履行期限（第10条第1項及び第11条の規定による履行期限の変更があったときはその期限とする）から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、履行未済相当額に年2.6%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときにはその金額を切り捨てる。）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に参入しない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく着手期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

(3) 前各号の一つに該当する場合を除くほか、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 甲は、必要があるときは乙と協議の上、この契約を解除することができる。

3 乙は、甲が第 10 条により委託業務の内容を変更したため、委託料の額が 3 分の 2 以上減少することとなるときは、甲と協議の上、この契約を解除することができる。

4 前項の場合、乙は、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 18 条 前条の規定により契約が解除された場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、甲に対し委託料の額の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。

（談合による損害賠償）

第 19 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第 17 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人）に対し刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第 20 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを委託料と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(通知義務)

第 21 条 乙は、委託の遂行中、事故発生のおそれのあるとき又は事故が発生した場合は、遅滞なく甲にその状況を通知し、速やかに甲の指示を受けてその処理にあたるものとする。

2 甲が、設備の全部又は一部の変更、撤去、修理及び設備の機能に影響を及ぼすと認められる工事を行うときは、あらかじめ乙に通知するものとし、甲及び乙が協議して設備の保全にあたるものとする。

(秘密の保持)

第 22 条 乙は、この委託業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は、甲の指示を受けずに、原稿、事務処理中の書類及び事務を完了した書類等を持ち出したり、又は処分してはならない。

(業務の引継ぎ)

第 23 条 乙は、委託契約の締結の日から甲が必要と認める期間において、前年度受託者より技術指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにしなければならない。

2 乙は、業務満了の日の翌日から甲が必要と認める期間において、翌年度受託者に対し、技術指導をおこなわなければならない。

3 前 2 項の業務に要する費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

(契約に定めのない事項の処理)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して、これを定める。

(紛争の解決方法)

第 25 条 この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2020年7月 日

(甲)

所在地 福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合 90

氏 名 公立大学法人会津大学

理事長 宮崎 敏明 印

(乙)

所在地

氏 名 印